社会保険労務士の皆さまへ

労働者死傷病報告を記入する際の注意事項

届出の際に比較的不備が多い箇所を以下に列挙しますので、今後の業務の参考にしてください。

●「労働者死傷病報告」の下欄にある「報告書作成者職氏名」の未記入

開業社会保険労務士等が、事業主等に代わって、３６協定、就業規則、労災・雇用・社会保険関係又は助成金関係の書類等の作成、提出代行等を行う場合には、名称表示等が義務付けられています。
提出書類には、下記の例を参考にして、定型印を押す等により、必ず名称表示等を行う必要があります。

【名称表示等の例】提出書類の所定位置又は欄外余白に行うこと

作成した場合は作成年月日を記載

記名押印は必ず必要です!

○年○月○日作成	社会保険労務士（大阪府社会保険労務士会）		
提出代行者		山田　太郎　　印	TEL
事務代理者			06-0000-0000

提出代行の場合「提出代行者」、事務代理の場合「事務代理者」を記載

※　この記載はあくまで例であり、定型印を使用する場合は、定められた形状（縦９mm横８５mmの長方形）のものを使用してください。

労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・年金事務所では、記名押印のない申請書類については、社会保険労務士法に基づいた適正な委嘱業務であるか確認が困難なため、内容に疑義がある場合の問い合わせや書類の返送等を直接、申請等を行う事業主あてに行うことがあります。

社会保険労務士法施行規則第 16 条（抜粋）

第３章　社会保険労務士の権利及び義務

（開業社会保険労務士等による書類への記名押印等）

第十六条　他人の求めに応じ報酬を得て法第二条に規定する事務を業として行う社会保険労務士若しくはその使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士は、同条第一項第一号に規定する申請書等を作成した場合には、作成した書類に作成の年月日を記載し、かつ、当該申請書等の作成に係る社会保険労務士の名称を冠して記名押印しなければならない。

２　開業社会保険労務士若しくはその使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士は、法第二条第一項第一号の二の規定により申請書等の提出に関する手続を代わってする場合には、当該申請書等に「提出代行者」と表示し、かつ、当該申請書等の提出に係る社会保険労務士の名称を冠して記名押印しなければならない。

（2022.１）